

地域医療提供体制及び社会保障制度の 持続的かつ安定的な確保について

国においては、令和5年12月、2040年頃までを見据えた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」を取りまとめ、「全世代型社会保障」の構築に向け、取り組むべき課題を示している。

この中で、「医師偏在対策」について、長期的には医師の供給が需要を上回ることを前提に、医師養成課程における医師偏在対策の取組を進めることとしており、近年、医師多数県での養成数を抑制する動きが加速している。

また、令和6年12月に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージを策定し、医師偏在の是正をさらに進めていくとしている。

中国・四国の各県では、これまで、多くの労力と工夫を凝らし、医療提供体制を確保するために必要な医師の確保に努めてきたところであるが、国の機械的な指標に基づき、医師多数県と位置づけられている県においても、人口・社会資源等の都市部への集中という構造的な課題を背景とした「地域偏在」や「診療科偏在」に加え、「医師の高齢化」と「若手医師の流出」が年々深刻さを増し、特に中山間地域や離島において必要な診療科の医師を確保できない等の実態があり、医療提供体制を守っていくため、地域の実情を踏まえた「若手医師」の確保・定着に向けた対策が急務となっている。さらに、へき地診療所や瀬戸内海巡回診療船「済生丸」については、人口減少や物価高騰により収支不足が拡大するなど、将来にわたって運営を継続するための支援が求められる。

また、「医療提供体制改革の推進」に関して、新興感染症の脅威等を背景に、公立・公的医療機関の医療提供体制確保が重要度を増す中、2040年とその先を見据えた新たな地域医療構想の推進について、県や市町村、医療・介護関係者が連携し、地域の実情に応じた持続可能な取組が一層重要となる。

更に、中山間地域や離島など、患者や医師の搬送に多くの時間を要する地域にとって、ドクターヘリは救命救急に必要不可欠な社会インフラであるが、令和7年度に運航委託先における整備士不足により、全国で一時的な運航停止が相次いだことに加え、令和8年度には、運航委託先が確保できない「空白地域」が生じており、整備士などの人材の育成・確保や物価高騰による運航経費の増大をはじめ、ドクターヘリの安定的かつ効率的な運航に向けた体制の再構築が求められる。

なお、改革工程に示された様々な取組を推進し、持続可能な医療提供体制を確保するためには、「医療DXによる効率化・質の向上」が不可欠であるが、その推進にあたっては、医療現場に混乱・支障を生じさせないように、十分な配

慮が必要である。

更に、今後の高齢化の更なる進行等を踏まえ、社会の活力を維持、向上させつつ「全世代型社会保障」を実現していくためには、質の高い医療・介護を効率的・効果的に提供できる体制の構築や介護予防・健康づくり、がん対策の取組の強化を通じた「健康寿命の延伸」などが求められている。

こうした中、医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等においては、人口減少により、患者・利用者が減少し、あわせて従事者の確保が難しくなっており、加えて、賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰が続いていることから、その経営環境は大変厳しい状況にある。

更に、中山間地域・離島といったへき地における訪問系や通所系の介護サービス提供について、訪問や送迎等の移動に係るコストが介護報酬において十分に評価されておらず、採算の確保が難しいという報酬構造上の問題が指摘されている。

加えて、訪問介護については、令和6年度の報酬改定で基本報酬の引下げが行われたことなどにより、特にサービス提供が非効率なへき地において、事業者の経営が一層厳しさを増しているところである。

これらを踏まえて、次の点について強く要望する。

- 1 地方において、安定的かつ継続的な医師確保が行われるよう、地方との協議をしっかりと行い、地方の実情を十分に認識した上で、国が主体となり実効性のある偏在対策・確保対策を講じること。

また、医学部臨時定員枠については、地理的条件等、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医師数を確保できるよう現在の枠を継続すること。

- 2 医師や看護職員等、医療人材の着実な確保・養成や勤務環境の改善等に向け、「地域医療介護総合確保基金」の国予算を確保するとともに、柔軟な活用を可能とすること。

また、へき地診療所や瀬戸内海巡回診療船「済生丸」の安定的な運営を確保できるよう、財政支援の拡充を行うこと。

- 3 新たな地域医療構想の策定及び推進に当たっては、対象分野の拡大、取組の深化、医療機関機能報告の新設等について、現場の医療機関や自治体など関係者の負担が大きくなる懸念があることから、業務重複の回避など、関係者の負担軽減に配慮した制度設計にするとともに、策定段階からの各種支援体制の確保、自治体の体制整備に対する地方財政措置等を講じるほか、地域医療介護総合確保基金の拡充等、新たな地域医療構想を推進するための財源を十分確保すること。

また、令和4年3月に示された「各都道府県の地域の実情を踏まえ、主体的に取り組を進める」との方針のもと、病床の削減や統廃合ありきではなく、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえ、各都道府県が主体的に取り組を進められるよう、地方との丁寧な協議を継続すること。

- 4 かかりつけ医機能報告制度について、医療機関が円滑に回答できるようなシステム（G-MIS）を改善するとともに、制度に関する問い合わせへの対応も含めた統一的な相談窓口を設置すること。また、県や市町村の督促や確認作業への支援に加え、地域における協議の場など今後の実務を担う県に対して、必要となるデータの提供や技術的、財政的支援を行うこと。
- 5 公立病院では、効率性・経済合理性だけでは対応できない救急医療・周産期医療や新興感染症への対応などの政策的医療を担うだけでなく、医療の先進性の確保を通じ、住民への医療の充実を図る必要があるが、現下の物価高騰や人件費増加等に伴い、もはや経営努力のみでは対応することが困難な極めて厳しい経営状況にあることから、柔軟な診療報酬改定や、一般会計からの繰出に対する地方公営企業繰出基準の見直しなどの財政的支援を拡充するとともに、高度医療・先進的医療のための医療機器の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達した場合も繰出基準の対象とするなど、適切な地方財政措置を講じるよう検討を進めること。
- 6 ドクターヘリの安定的かつ効率的な運航を確保するため、国の責任において、整備士不足などの現状を踏まえ、各種ヘリの機材の統一化及び運航基準の共通化を図るとともに、整備士同乗ルール等については、持続可能な運航が可能となるよう明確な基準に基づいた新たなルールを作成すること。
また、国において、ドクターヘリの運航に必要な操縦士や整備士等の人材確保・養成に向けた取組を加速するとともに、機体価格の高騰や賃上げなどに伴う運航経費の増大を反映し、「ドクターヘリ導入促進事業」等の十分な予算を確保すること。
- 7 医療DXの推進に当たっては、地域の医療機関の実情をしっかりと把握するとともに、医療機関におけるインフラの整備・維持及びサイバーセキュリティ対策について、必要な財源の支援を行うこと。
また、デジタル化への対応が難しい患者が取り残されることのないよう、国民に対し、医療DXがもたらす効果やセキュリティへの配慮、円滑な利用に向けた情報提供等について、丁寧な説明と支援を行うこと。

8 「健康寿命の延伸」に必要な介護予防・フレイル予防については、地域特性に応じた取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について地方と十分に協議を行い、柔軟な運用ができるよう意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

また、がん検診について、実施主体を明確にするとともに、受診率向上を図るため、法制度を整備すること。

9 先般、一部保険外療養の創設や高額療養費制度の考慮事項の明確化等を盛り込んだ改正健康保険法等が成立したが、具体的な制度設計に当たっては、必要な医療への受診抑制に繋がることがないように、特に、低所得者、子ども、高齢者、難病患者、慢性疾患患者等に十分配慮するとともに、国民に十分な理解と納得が得られるよう、国の責任において分かりやすく丁寧な広報を行うこと。

10 公定価格である診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬により運営されている保険医療機関や介護・福祉事業所は、物価高や人件費上昇の影響を価格に転嫁できず、厳しい経営状況にあることから、次期報酬改定において、地域の公的サービス提供体制を将来にわたって維持・確保するため、社会経済情勢を適切に反映すること。

また、令和8年度に診療報酬等が改定されたものの、今後も診療報酬改定時の見通しを超える物価や賃金の急激な変動に際しては、適時適切な見直しを行うとともに、安定的な経営に資する対策を迅速に講じること。

なお、財源の確保に当たっては、地方への影響を十分考慮し、将来世代の負担に十分配慮した丁寧な議論を行うこと。

11 中山間地域・離島等の介護サービス提供体制の確保については、地域の実態を踏まえて必要なコストを適正に評価するとともに、令和9年度に予定されている次の定期改定で新設が検討されている特定地域サービスにおいても、地域の物価の上昇などの社会情勢を迅速に反映させる制度設計を行うことで、介護事業所の経営安定化を図ること。

12 中東情勢の緊迫化によって光熱費及び輸送費等の高騰のみならず、医療及び介護・障害福祉サービスの提供に不可欠な医療物資や福祉用品等（以下「医療物資等」という。）の長期的な供給、流通への影響が懸念されることから、関係省庁が連携し医療物資等の安定した供給体制の構築に万全を期すとともに、医療及び介護・障害福祉サービスの提供が停滞することのない

よう、迅速に必要な対応を行うこと。

- 13 人口減少地域の介護老人保健施設等では、老朽化や入所率低下、人材不足等の問題を抱え施設継続が困難になってきており、障がい者や単身高齢者の住まい等へのニーズを充足するためにも、年齢や障がいの有無に関わらず人々が安心して暮らすことができる居住環境の構築に向けた既存施設の用途転換等の有効活用を図るため、補助金等の規制弾力化や国による財源措置も含めて支援策を講じること。

令和8年8月21日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	横	田	美	香
山	口	県	知	事	村	岡	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		茂
四国経済連合会会長					長	井	啓	介